

公 告

令和8年(2026年)6月3日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	4-74
(2) 件 名	津黒河川公園遊具等修繕
(3) 履行場所	真庭市蒜山下和地内
(4) 履行期限	令和 8年11月13日
(5) 業務概要	津黒河川公園遊具等修繕 一式 ・コンビネーション遊具修繕 ・ベンチ、野外卓交換 ほか
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	小規模修繕(建築小規模修繕)
(3) 営業所の所在地	市内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 6月17日 10時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、蒜山振興局地域振興課 【TEL】0867-66-2511へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 6月 9日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	蒜山振興局地域振興課 【メール】chiiki_hz@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 6月17日 10時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、蒜山振興局地域振興課へ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 6月17日 10時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 6月17日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告 共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市蒜山振興局地域振興課

TEL 0867-66-2511 / FAX 0867-66-4401

津黒河川公園遊具等修繕仕様書

1 総則

- (1) 業務名 津黒河川公園遊具等修繕業務
- (2) 業務場所 真庭市蒜山下和地内(蒜山下和 1077)
- (3) 業務概要 津黒河川公園内に設置しているコンビネーション遊具、ベンチ、野外卓、パーゴラについて経年劣化により老朽化したため修繕等を行うもの。
- (4) 工期 契約日から令和8年11月13日(金)
- (5) 適用範囲 本仕様書は基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも下記目的の業務にあたり、当然必要と思われるものについては、施工担当課の係員(以下「監督員」という。)と協議のうえ、請負者の責任において実施し、誠実に施工すること。

2 特記事項

(1) 業務内容

津黒河川公園内で修繕が必要なコンビネーション遊具、ベンチ、野外卓、パーゴラ他について以下のとおり修繕等を行うもの。なお使用材はすべて木材防腐処理、塗装仕上げとすること。

①コンビネーション遊具修繕

1)トンネル階段部両側更新

- ・別紙明細書通り
- ・使用材は木材防腐処理、塗装仕上げとすること。

2)山越え更新

- ・修繕部材 一式
- ・別紙明細書通り
- ・使用材は木材防腐処理、塗装仕上げとすること。

3)木造部全塗装

- ・見掛け部全塗装
- ・塗料：ノンロット 同等品

4)ネット交換

- ・デッキ横断部ネット交換：Ø16 0.7m×2.05m 1枚
- ・ネットクライム部ネット交換：Ø16 1.8m×3.4m 2枚
- ・ネットの材質は現遊具と同等品質以上のものとする。

②ベンチ交換

- ・設置 W350×L1900 4基
- ・使用材は木材防腐処理、塗装仕上げとすること。

③野外卓交換

- ・設置 W1850×L1900(木材防腐処理、塗装仕上げ) 2基
- ・使用材は木材防腐処理、塗装仕上げとすること。

④パーゴラ撤去

- ・撤去 1基
- ・基礎部地表部埋め戻し処理

(2) 工事仕様書

- ・本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房営繕部監修「公共工事建築工事標準仕様書(建築工事編)」の最新版により、施工すること。
- ・一般社団法人日本公園施設業協会発行の「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024」を満たしていること。

(3) 施工計画

- 1) 当該施設を営業しながらの工事となるため、休業日数を極力少なくなるように施工計画を立てること。また、作業の安全が確保される施工を実施すること。
- 2) 施工範囲周辺は公園であり、周辺への影響に配慮すること。施工計画を変更する場合は、作業前日までに監督員等と協議し、承認を得て実施すること。
- 3) 作業工程ごとに作業前・作業中・作業後の写真を撮影すること。

(4) 安全管理

安全対策を行い、周囲の利用に支障がないように工事エリアを明確に区分して事故防止に万全を期すること。

(5) 撤去材の処分について

本工事により発生した廃材等は、各種法令に従って受注者の負担により、適切に処分すること。

(6) 現場説明

現場説明については実施しないが、現場確認が必要な場合は事前に蒜山振興局地域振興課市民福祉係(電話：0867-66-2510)まで連絡すること。

3 共通事項

(1) 疑義

- 1) 入札時において質疑があるときは、見積徴収通知書中の「質疑」に記載の期日までに行うこと。
- 2) 請負者は、工事の施工中疑義が生じた場合は、監督員と協議し、監督員の指示を受けて施工すること。

(2) 工事内訳書の提出

入札時に入札金額に相応した工事内訳書(会社様式可)を添付すること。

(3) 損傷部補修

建造物及び機器等を損傷しないように十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて請負者の負担とする。

(4) 秘密の厳守

本工事の実施に伴い知り得た事項については、秘密を厳守すること。

(5) 法令の遵守

実施にあたっては、各種法令・規則・条例を遵守すること。

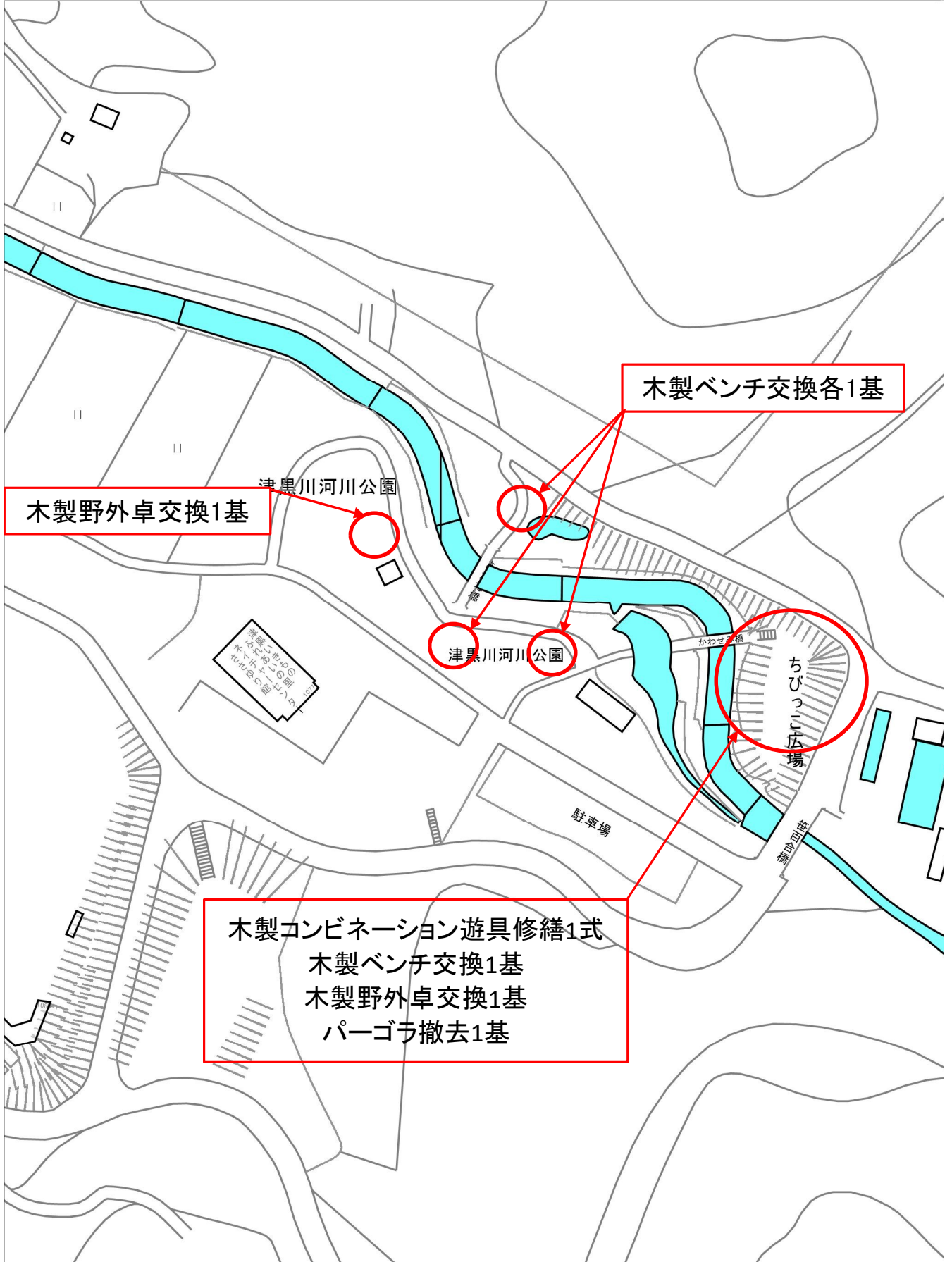
(6) 申請手続き

施工上必要となる各種申請手続きについては、請負者において遅滞なく行うこと。

津黒河川公園木製遊具等修繕位置図



津黒河川公園木製遊具等修繕位置図



津黒河川公園コンビネーション遊具等現況写真



木製コンビネーション遊具



木製コンビネーション遊具



トンネル階段部更新



山越え更新



半割ベンチ野外卓交換



パーゴラ撤去